

重要事項説明書

1 基本方針

渋川市小野上・子持地域包括支援センター（以下「センター」という。）は、介護保険法の趣旨により、利用者がその尊厳を保持し、それぞれの能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、介護予防等の視点から支援することを目的として、介護予防サービス計画の作成、介護予防ケアマネジメント等を行います。

2 事業者

(1) 事業者名 社会福祉法人春日園

(渋川市小野上・子持地域包括支援センター)

(2) 所在地 渋川市中郷 2399 番地 7

(3) 直通番号 0279 - 25 - 8025 (内線)

(4) 利用時間 月～金曜日 8:15～17:15

(祝日及び12月29日～翌1月3日を除く)

(5) 事業所の職員

センターでは「管理者」、「主任介護支援専門員」、「社会福祉士」、「保健師」、「その他職員（事務職、介護支援専門員等）」を配置しています。

3 サービス等の内容

(1) 介護予防サービス計画・介護予防ケアマネジメント業務

(2) 介護予防サービス事業者との連絡調整

(3) 介護予防サービス等の実施状況把握、評価

(4) 利用者の状況把握

(5) 給付管理

(6) 介護保険認定申請に対する協力、援助

(7) 相談業務

4 利用料金

(1) 利用者の負担金

センターの提供したサービス等に要する費用については下記のとおりです。原則として利用者の自己負担はありません。

項目	単位	1 単位	金額
介護予防支援・介護予防ケアマネジメント費(1か月あたり)	442 単位		4,512 円
初回加算 1	300 単位	10.21 円	3,063 円
委託連携加算 2	300 単位		3,063 円

- 1 新規に介護予防サービス・支援計画表を作成して介護予防支援・介護予防ケアマネジメントを提供した場合等の加算。
- 2 利用者が、居宅介護支援事業所の利用を開始する際に、利用者の必要な情報を居宅介護支援事業所に提供し、計画作成等に協力した場合の加算。
「介護予防サービス計画」、「介護予防ケアマネジメント」に基づいて提供される各サービスについては、それぞれ利用料が決められておりますので、利用料を当該事業者等へお支払いください。

5 守秘義務

- (1) センター職員は正当な理由がない限り、業務上知り得た利用者又はその家族に関する情報を漏らしません。
- (2) センターの職員が退職後、在職時に知り得た利用者又はその家族に関する情報を漏らすことがないように必要な措置を講じます。
- (3) センターは、介護予防支援業務を指定居宅介護支援事業所に委託した場合において、利用者又はその家族に関する情報の保持について必要な措置を講じます。

6 事故発生時の対応

当事業所は、介護予防支援等の提供にあたり事故が発生した場合には、速やかに利用者のご家族等への連絡を行います。

7 苦情の受付

当事業所（渋川市小野上・子持地域包括支援センター）に対する苦情等は、以下の窓口で受け付けます。

- (1) 渋川市小野上・子持地域包括支援センター内の苦情受付窓口

○渋川市小野上・子持地域包括支援センター
直通番号 0279-25-8025

- (2) その他の苦情受付機関

○渋川市福祉部 介護保険課

所在地 渋川市石原80番地 渋川市役所内
直通番号 0279-22-2116

○群馬県国民健康保険団体連合会

所在地 前橋市元総社町335番地8 市町村会館内
直通番号 027-290-1323

○福祉サービス運営適正委員会

所在地 前橋市新前橋町13番地12 群馬県社会福祉総合センター内
電話番号 027-255-6669

8 その他

- (1) センターが、介護保険法の指定介護予防支援事業所としての資格を失った場合は、前記「3 サービス等の内容」についての提供を終了させていただきます。
- (2) この重要事項説明書は、介護保険法及び関係諸法令等を遵守することを前提として作成しています。そのため、介護保険法等が改正され本確認書との不適合が生じた場合は、改正後の介護保険法等の諸規定を優先します。
- (3) その他不明な事項については、利用者（又は家族）とセンターで誠意をもって協議するものとします。

